



新型コロナウイルス

令和5年5月8日からの対応

- ・新型コロナウイルスと診断された際は、保育園にお電話を下さい。発症日の確認をさせていただきます。
- ・ご家族が新型コロナウイルスと診断された場合、「濃厚接触者」という取り扱いはなく外出自粛もありません。体調の観察を行ってください。
- ・「症状が軽快」とは熱が下がり痰や喉の痛みなどの症状が改善し始めた日とします。
- ・医師の診断書や治癒証明書の提出は不要です。

【登園の基準】

	0日目	1日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
有症状 	発症日					症状が軽快し24時間経過していれば				
	出席停止					登園可能				
無症状 	検査日									
	出席停止					登園可能				